

QCサークル関東支部山梨地区会員資格規定

1. 会員の資格要件

QCサークル活動の基本理念に賛同し、QCサークル活動を導入しているか、または将来導入意志のある個人及び企業。（企業とは、会社・事業所・公共団体等の総称）

2. 会員の義務

会費を納入する。

3. 会員の役割

QCサークル関東支部山梨地区の諸行事に積極的に参加し、会員相互の交流を図り、そのレベルアップに努める。

4. 会員の登録

山梨県品質管理研究会事務局に入会申込書により登録することによってその資格を得る。

5. 会員の特典

- (1) QCサークル関係資料及び諸行事（発表会、研修会、交流会等）の情報提供。
- (2) QCサークル関東支部山梨地区諸行事への参加費割引。
- (3) 会員名簿の配付。
- (4) 講師の紹介及び教材の貸出。

6. 改 廃

この規定の改廃は運営企画委員会が提起し委員長会議で審議・決定し、三企画委員会で承認を得て地区役員・幹事・会員宛に改訂版を配付する。

7. 付 則

昭和50年	4月	1日	制定
昭和62年	3月	6日	改訂
平成 2年	3月	2日	改訂
平成 3年	3月	1日	改訂
平成 6年	3月	8日	改訂
平成 7年	3月	3日	改定
平成 8年	3月	1日	改訂
平成13年	1月	26日	改訂
(平成15年	1月	17日	改訂)